

IP 移動電話 (VoLTE) 導入に係る端末設備等規則等の一部改正について

1 改正の背景

これまで我が国の携帯電話における音声通話及びデータ通信は、第3世代移動通信システム (3G) を中心としたものであったが、データ通信については、その通信量の増大に伴って、IP 技術を用いたより大容量で高速な利便性の高い第3.9世代移動通信システム (3.9G) によるサービスの提供が始まり、その利用が拡大している。

3.9G の一つとしてサービスが行われている LTE (Long Term Evolution) 方式を使用した端末では、現在、音声通話は 3G、データ通信は LTE (3.9G) と、別々のネットワークが用いられている。

他方、音声通話についても、パケット交換方式のネットワーク上で提供を行う、IP 技術を用いた音声通話サービス (IP 移動電話サービス) が実施されようとしているところである。

VoLTE (Voice over LTE) は、LTE のパケット交換方式のネットワーク上で音声通話を実現する通信方式であり、3GPP (※1) 及び GSMA (※2) において標準化作業が進められ、一部項目を除いておおむねその仕様が策定済みとなっている。

VoLTE 等の IP 移動電話サービスを実施するための技術的条件として、平成24年9月27日付け情報通信審議会答申「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 移動電話端末等に関する技術的条件等」(一部答申)において、IP 移動電話端末が具備すべき機能等に関する技術的条件が示された。本件は、当該内容に係る以下の事項について、関係省令の改正を行い、規定を整備するものである。

※1 : Third Generation Partnership Project. 各国・各地域の標準化団体や携帯電話に関連する事業者等約400団体から構成され、3Gの仕様を検討・開発し、標準化することを目的とした、標準化団体。

※2 : GSM Association. 携帯電話に関連する事業者約800社から構成されるモバイル通信業界の成長支援を目的とした団体。

2 改正の概要

(1) IP 移動電話端末に係る新たな技術基準の整備

→端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号) の改正

IP 移動電話端末は、移動電話端末と IP 電話端末の両方の特性を持つことから、これらの端末に関する技術基準のうち、IP 移動電話端末が具備すべき機能に関する検討を行った結果に基づき、規定の改正を行う。

○「インターネットプロトコル移動電話用設備」「インターネットプロトコル移

動電話端末」の定義を追加

○IP 移動電話端末が具備すべき機能として、基本的機能（発信、応答、終了）、自動再発信の機能、送信タイミング、位置登録制御、緊急通報機能等について規定を整備。（移動電話端末とほぼ同様の項目）

（２）IP 移動電話端末に係る新たな技術基準適合認定の整備（諮問対象外）

→端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）の改正

（１）の技術基準改正にあわせ、IP 移動電話端末に係る技術基準適合認定の区分として、新たな区分「F」を設ける。

（３）関連する規定の整備

→事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の改正

（１）の技術基準改正に伴い、所要の整備を行う。

3 施行期日

公布の日とする（平成 25 年 3 月 28 日）

【参考】

上記の規定整備の一環として、各技術基準の詳細な条件や、当該端末の試験方法について、告示に追加する。

- ・送信タイミング、ランダムアクセス制御、タイムアラインメント制御、位置登録制御、受信レベル通知機能について、条件を告示で規定。
- ・IP 移動電話端末の技術基準適合認定のため、端末機器の試験方法を定めている告示（平成 16 年総務省告示第 99 号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件））を改正。